

## 参加型人権学習会 ～わたしとあなたと人権～

主催 川越町人権・同和教育研究協議会

町内の地区公民館で、今年も人権学習会を行います。思い込みや偏見などにより何気ない言葉や行動で人の心を傷つけてしまった…という経験はありませんか？

講師の方や参加者の皆さんとの交流を通じて、身の回りの人権について考えてみましょう。

**日時・場所** 11月5日(火)豊田公民館、7日(木)天神公民館、8日(金)亀須公民館、11日(月)北福崎公民館、12日(火)上吉公民館  
※いずれも午後7時～8時30分

**講師** (公財)反差別・人権研究所みえ研究員 吉原 隆行さん



## 人権ポスター展

小学5、6年生の児童の作品を展示します。

**期間** 11月16日(土)～12月9日(月)  
**場所** あいあいセンター2階展示ホール

【問合せ先】 生涯学習課 Tel366・7140

## 12月4日～10日 第71回「人権週間」 みんなで築こう 人権の世紀

考えよう 相手の気持ち 未来につなげよう 違いを認め合う心

### 特設人権相談

**日時** 12月6日(金)午後1時30分～4時  
**場所** いきいきセンター2階生活相談室

人権擁護委員はあなたの身近な相談相手です。隣近所のもめごと、家庭内の問題(離婚、扶養、相続など)、体罰やいじめ、セクハラ、DV等でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。



【問合せ先】 津地方法務局四日市支局四日市人権擁護委員協議会 Tel353・4365  
福祉課 Tel366・7116

## J-アラート(全国瞬時警報システム)による全国一斉情報伝達訓練

情報伝達体制に万全を期するため、ご理解・ご協力をお願いします

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、「J-アラート(全国瞬時警報システム)」による情報伝達訓練を行います。この情報伝達訓練は、実際に同報系防災行政無線等を自動に起動させ情報を伝達するものです。

町でも、防災行政無線(個別受信機を含む)から次のとおり放送されますので、火災等とお間違えのないようお願いします。

**実施日時**  
12月4日(水)  
午前11時ごろ

### 放送内容

上りチャイム音  
「これは、Jアラートのテストです」×3  
「こちらは広報かわごえです」  
下りチャイム音



※個別受信機からは緊急時と同様、ボリュームに関係なく最大音量で放送します。「緊急解除」ボタンで通常音量に戻せます。

防災行政無線

屋外スピーカー

※広範囲で災害等が発生した場合または発生が懸念される場合等に中止となる場合があります。

【問合せ先】 総務課 Tel366・7113

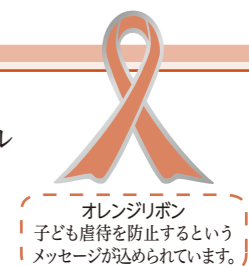
## 11月 児童虐待防止推進月間

## 子どもの生命を守る社会づくりを進めていきましょう



**189** (いちやく) 児童相談所全国共通3桁ダイヤル

北勢児童相談所 Tel347・2030  
福祉課 Tel366・7116  
健康推進課 Tel365・1399



### あなたの「しつけ」実は「虐待」かも…

親から子どもへの体罰を禁止した法律が成立しました。虐待の多くは、「しつけ」と称して行われているのが現実です。虐待死のニュースなどでも「しつけのためにやった」と答える加害者のコメントを目にすることが多くあります。「しつけ」と思い込み、暴力がエスカレートした結果、大切な子どもの生命を奪うことになってしまいます。虐待は子どもの身体だけでなく、心に痛みを与え、傷を負わせる点で人権侵害と言えます。

家族で子育ての方針が異なる場合は、まずきちんと話し合うことが大切です。もし、家族が虐待をやめようとしないう、やめさせることが難しい場合は、虐待相談窓口にご相談ください。「怒鳴らない」「叩かない」「子どもの目線にあわせて寄り添う」子育てをめざしてみませんか？

## 女性に対する暴力をなくす運動 (11月12日～25日) 女性の人権ホットライン強化週間 (11月18日～24日)

ひとりで悩まず、相談を! 暴力は決してゆるされるものではありません。

北勢福祉事務所(女性相談) Tel352・0557(平日午前9時～午後3時45分)  
四日市北警察署 Tel366・0110



### それってデートDV(ドメスティックバイオレンス)なんじゃない?

恋人があなたに怒鳴ったり、手をあげたり、ひどい言葉を浴びせたりと時折見せる一面に傷つきながら、誰にも相談できずにいませんか？

「デートDV」とは交際している恋人間でおきる暴力のことです。無断でメールチェックをする、友達との交際を制限する、ルールを強要するなど暴力のかたちはさまざまです。あなたは相手を怖いと思うことがありますか？けんかの時など、あなたが悪いと責めたりしませんか？そんな被害にあい、つらいと感じているなら、自分を責めずに相談してください。配偶者のDVに悩んだ場合も、専門機関に相談してください。「DVかも?」とも思ったら、ひとりで悩まず、相談を。

### 女性をめぐるさまざまな人権問題について相談を受け付けます。

女性の人権ホットライン Tel0570・070・810(全国共通)  
**期間** 11月18日(月)～24日(日)  
午前8時30分～午後7時(土・日、祝は午前10時～午後5時)



配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など女性をめぐるさまざまな人権問題についての相談を受け付ける電話相談窓口です。相談は無料で、法務局職員または人権擁護委員が受け付けます。秘密は厳守します。